

成蹊大学学則（改正後）

制 定 昭和24年2月21日
文 部 大 臣 認 可

第1章 総則

(目的及び使命)

第1条 この大学は、教育基本法に則り、学校教育法の定める大学として学術の理論及び応用を研究教授するとともに、成蹊学園建学の精神に基づき、良識ある人格高き社会の指導的人物を養成することを目的とする。

2 この大学は、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的について学部ごとに定める。
(自己点検及び評価)

第1条の2 この大学は、教育研究水準の向上を図り、大学設置の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するとともに、教育研究活動等の改善及び充実に努めるものとする。

2 前項の点検及び評価を行うに当たっての項目の設定、実施体制等については、別に定める。

3 この大学は、第1項の点検及び評価の結果について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関による認証評価を受けるものとする。

(情報の公表)

第1条の3 この大学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を公表するものとする。

(学部、学科及び収容定員)

第2条 この大学に次の学部及び学科を置き、その収容定員は、次の表のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員 (名)	収容定員 (名)
経済学部	経済経営学科	500	2,000
理工学部	物質生命理工学科	133	532
	情報科学科	134	536
	システム デザイン学科	133	532
	計	400	1,600
文学部	英米文学科	130	520
	日本文学科	90	360
	国際文化学科	110	440
	現代社会学科	110	440
計	440	1,760	
法学部	法律学科	280	1,120
	政治学科	160	640
	計	440	1,760
合 計		1,780	7,120

(学部規則)

第3条 各学部に、この学則に基づき、それぞれ学部規則を定める。

2 前項の学部規則には、次の事項を記載しなければならない。

(1) 学部開設の授業科目に関する事項

(2) 履修方法に関する事項

(3) 転・編入学・学士入学・再入学・転部・転科・留学に関する事項

(4) その他、学則実施上の必要事項

(大学院)

第4条 この大学に大学院を置く。

2 大学院の学則は、別に定める。

(教職課程)

第5条 この大学に教育職員免許法による教職課程を置く。

2 教職課程に関する規則は、別に定める教職課程規則による。

(附属機関)

第6条 この大学に、次の附属機関を置く。

(1) 成蹊大学図書館

(2) 成蹊大学高等教育開発・支援センター

(3) 成蹊大学アジア太平洋研究センター

(4) 成蹊大学国際教育センター

(5) 成蹊大学キャリア支援センター

(6) 成蹊大学ボランティア支援センター

2 前項に掲げるもののほか、学部又は研究科に、附属の研究施設を置くことができる。

3 附属機関及び研究施設に関する規則は、別に定める。

第2章 教職員の組織

(教職員)

第7条 この大学に、学長、副学長、学部長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員その他必要な教職員を置く。

2 教職員及び職制に関する規則は、別に定める。

(教員組織の編制)

第7条の2 この大学は、教育研究の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるように教員組織を編制するものとする。

(学長)

第8条 学長は、校務をつかさどり、所属教職員を統督する。

2 学長の選考に関し必要な事項は、別に定める。

(副学長)

第8条の2 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

2 副学長の選任等に関し必要な事項は、別に定める。

(学部長)

第9条 学部長は、学長を補佐し、当該学部に関する校務をつかさどる。

2 学部長の選任等に関し必要な事項は、別に定める。

(学長補佐)

第9条の2 この大学に、学長の職務を補佐するため、学長補佐を置くことができる。

2 学長補佐は、学長の指示する特定の業務等を遂行する。

3 学長補佐の選任等に関し必要な事項は、別に定める。

(附属機関の長)

第10条 第6条第1項に掲げる附属機関の長として、図書館に館長を、各センターに所長を置く。

2 附属機関の長は、当該附属機関の管理運営に関する業務をつかさどる。

3 附属機関の長は、学長が任命する。

(学生部長)

第11条 学生部に、学生部長を置く。

2 学生部長は、学生部の管理運営に関する業務をつかさどる。

3 学生部長は、学長が任命する。

第3章 教授会及び大学評議会

(教授会)

第12条 この大学の各学部に、教授会を置く。

2 教授会は、各学部の専任の教授をもって構成する。ただし、当該学部が必要と認める場合には、専任の准教授、講師及び助教を構成員とすることができる。

- 3 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
- (1) 学生の入学及び卒業に関する事項
 - (2) 学位の授与に関する事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が別に定めるもの
- 4 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、並びに学長及び学部長の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 5 教授会に関する規則は、別に定める。
- (大学評議会)

第13条 この大学の教育研究に関する重要な事項を審議するため、大学評議会を置く。

- 2 大学評議会は、学長、副学長、各学部長、法務研究科長、各学部から選出された2名の教授、法務研究科から選出された1名の教授、企画運営部長及び教務部長をもって構成し、学長が議長となる。
- 3 大学評議会は、次に掲げる事項を審議する。
- (1) 大学の教育研究上の目的を達成するための基本計画に関する事項
 - (2) 学則その他教育研究に係る重要な規則の制定及び改廃に関する事項
 - (3) 学部、研究科その他重要な施設、組織等の設置及び改廃に関する事項
 - (4) 教育研究に係る予算の編成方針に関する事項
 - (5) 教員の配置計画及び教育研究業績の審査に係る方針に関する事項
 - (6) 学生定員に関する事項
 - (7) 教育課程の編成に係る方針に関する事項
 - (8) 学生の修学等を支援するために必要となる助言、指導その他の援助に係る方針に関する事項
 - (9) 学生の賞罰に関する重要な事項
 - (10) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の身分に係る方針に関する事項
 - (11) 学位の授与に関する事項
 - (12) その他大学の教育研究に関する重要な事項
- 4 大学評議会に関する規則は、別に定める。
- (大学運営会議)

第13条の2 この大学の運営に関する企画立案、大学評議会に付する議案及びその内容の検討、大学内の意見調整等を行うため、学長の下に、大学運営会議を置く。

- 2 大学運営会議は、学長、副学長、各学部長、法務研究科長、企画運営部長及び教務部長をもって構成し、学長が議長となる。
- 3 大学運営会議に関する規則は、別に定める。

第4章 修業年限、学年、学期及び休業日

(修業年限)

第14条 この大学の修業年限は、4年とする。

- 2 この大学の科目等履修生として一定の単位を修得した者が第1年次に入学する場合において、当該単位の修得によりこの大学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、2年を超えない範囲で各学部が定める期間を修業年限に通算することができる。
- 3 前項に規定する修業年限の通算は、大学の学生以外の者で、かつ、大学の入学資格を有する者が修得した単位に限って行うものとする。この場合においては、第37条の4の規定により入学した後に修得したものとみなすことのできる当該単位数、その修得に要した期間その他各学部が必要と認める事項を勘案して行うものとする。

(学年)

第15条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第16条 学年を分けて次の2学期とする。ただし、前期の終了日および後期の開始日については年度により変更することがある。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(在学期間)

第17条 在学期間は、修業年限の2倍の年数を超えることはできない。

(休業日)

第18条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 創立記念日 11月23日
- (4) 春期休業
- (5) 夏期休業
- (6) 冬期休業

2 前項第4号以下の休業期間については、年度のはじめまでに学長が定める。

(臨時休業)

第19条 臨時休業日については、その都度学長が定める。

(休業日の授業実施)

第19条の2 教育上特別の必要がある場合には、第18条第1項に掲げる休業日に授業を行うことができる。

第5章 入学、転部、転科、休学、留学及び退学

(入学の時期)

第20条 入学の時期は、毎学年の始めとする。

(入学の資格)

第21条 この大学の第1年次に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

(入学の許可)

第22条 入学志願者は、別に定める方法により選考の上、入学を許可する。

2 前項の規定による入学の許可は、当該学部教授会の議を経て、学長が決定する。

(転・編入学)

第23条 第2年次以上の転入学又は編入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、学歴及び学力を審査して、入学を許可することがある。

2 前項の規定による入学の許可は、当該学部教授会の議を経て、学長が決定する。

3 この大学に編入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- (2) その他法令により大学への編入学が認められている者

(学士入学)

第24条 この大学の一の学部を卒業し、さらに他の学部若しくは同一学部の他の学科に入学を志願する者又は他の修業年限4年の大学の学部を卒業し、さらにこの大学に入学を志願する者があるとき

は、欠員のある場合に限り、選考の上、入学を許可することがある。

2 前項の規定による入学の許可は、当該学部教授会の議を経て、学長が決定する。

(再入学)

第25条 この大学を中途退学した者又は第33条第2号若しくは第3号の規定により除籍された者が、同一学部に再入学を希望するときは、選考の上、再入学を許可することがある。

2 前項の規定による再入学の許可は、当該学部教授会の議を経て、学長が決定する。

3 再入学の時期は、許可された年度の翌年度始めとする。ただし、教育上特別の必要があると認める場合には、再入学の時期を許可された年度の後期の始めとすることができる。

(証書)

第26条 入学許可を得た者は、保証人連署の証書を所定の期日までに提出しなければならない。

2 前項の証書を提出しない者は入学許可を取消す。

(転部)

第27条 転部を願い出た者については、関係両学部の学部長の了承を得て、選考の上、転部を許可することがある。

2 前項の規定による転部の許可は、転入する学部の教授会の議を経て、学長が決定する。

(転科)

第28条 学部内において転科を願い出た者については、当該学部教授会の議を経て、学長が転科を許可することがある。

(休学)

第29条 病気その他の理由により、3カ月以上就学することができない場合は、所定の願書を提出し、当該学部教授会の議を経て、学長の許可により休学することができる。

2 休学期間は、1年以内とする。ただし特別の事由がある者については、更に1年の延長を認めることができる。

3 休学期間は、通算して4年を超えることができない。

4 休学期間は、第17条の在学期間には算入しない。

(復学)

第30条 休学中の者が復学を希望する場合は、所定の願書を提出し、当該学部教授会の議を経て、学長の許可により復学することができる。

(留学)

第31条 この大学の学生で1年以上在学した者が、外国の大学又はこれに相当する高等教育機関（以下「外国の大学等」という。）への留学を願い出た場合において、それが教育上有益と認められるときは、次の条件でこれを許可することがある。

(1) 留学期間は、原則として半年又は1年とし、2年を限度とする。

(2) 留学期間のうち、第14条第1項の修業年限に算入することのできる期間は、1年以内の期間とする。

2 この大学の学生がこの大学と協定を締結した外国の大学等への短期間の留学を願い出た場合は、これを許可することがある。

3 前2項の規定による留学の許可は、当該学部教授会の議を経て、学長が決定する。

4 留学に関する規則は、別に定める。

(退学)

第32条 病気その他の理由により、退学しようとする者は、所定の願書を提出し、当該学部教授会の議を経て、学長の許可により退学することができる。

2 学長は、学力劣等で成業の見込みがないと認められる者又は正当な理由がなくて、出席常でない者に対し、退学を勧告することがある。

3 前項の規定による退学の勧告に関し必要な事項は、各学部において定める。

(除籍)

第33条 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該学部教授会の議を経て、学長が除籍する。

(1) 在学期間が所定の年数を超える者

(2) 授業料等の納付金又は在籍料を滞納し、催告してもこれに応じない者

(3) 退学勧告を受けた者で、その後も改善が認められないもの

第6章 教育課程及び履修方法

(教育課程)

第34条 この大学は、教養教育の充実を図るために必要な全学共通の授業科目（以下「全学共通科目」という。）及び学部の教育研究上の目的を達成するために必要な授業科目（以下「学部開設科目」という。）を置き、体系的に編成するものとする。

(授業科目及び履修方法)

第35条 全学共通科目は、別表第1に定めるところによる。

2 学部開設科目は、各学部規則の定めるところによる。

3 各学部は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

(卒業に必要な修得単位数)

第35条の2 各学部の卒業に必要な修得単位数は、各学部規則の定めるところによる。ただし、このうち全学共通科目の卒業に必要な修得単位数については、別表第2に定めるところによる。

(履修科目の登録の上限)

第35条の3 各学部は、学生が各年度又は各学期にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めるものとする。

2 各学部は、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(単位の計算方法)

第36条 各授業科目に対する単位数は、次の基準による。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習、外国語及び体育実技については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、演習については教育効果等を考慮し、15時間の授業をもって1単位とすることができる。

(3) 実験、実習、製図及び実技等の授業については、30時間から45時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。

(4) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技等のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前各号に規定する基準を考慮して各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、各学部においてこれらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認める場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(授業の方法)

第36条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 この大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 この大学は、第1項の授業を外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第36条の3 この大学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(認定の方法)

第37条 授業科目修了の認定は平素の成績及び筆記試験または論文による。ただし、保健体育実技、実験、実習などは平素の成績によって認定することができる。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第37条の2 この大学は、教育上有益と認めるときは、学生が各学部の定めるところにより他の大学

又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、卒業に必要な単位として60単位を超えない範囲でこの大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が外国の大学等に留学する場合、外国の大学等が行う通信教育による授業科目を我が国において履修した場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合に準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第37条の3 この大学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、この大学における授業科目の履修とみなし、各学部の定めるところにより単位を与えることができる。

- 2 前項により卒業に必要な単位として与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項によりこの大学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第37条の4 この大学は、教育上有益と認めるときは、学生がこの大学に入学する前に大学又は短期大学(外国の大学等を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、この大学に入学した後のこの大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 この大学は、教育上有益と認めるときは、学生がこの大学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、この大学における授業科目の履修とみなし、各学部の定めるところにより単位を与えることができる。

- 3 前2項により卒業に必要な単位として修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、学士入学、転入学、編入学及び再入学の場合を除き、この大学において修得した単位以外のものについては、第37条の2第1項及び第2項並びに前条第1項によりこの大学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(認定の資格)

第38条 各授業科目について出席すべき時間数の3分の2に達しない者は、その授業科目修了の認定を受けることができない。

(履修の評価)

第39条 授業科目の成績評価は、上位よりS(100~90点)、A(89~80点)、B(79~70点)、C(69~60点)、F(59点以下)の5段階をもって表示し、Fを不合格、その他を合格とする。なお、単位認定科目はT、履修中止はWと表示する。

- 2 前項の規定にかかわらず、授業科目によっては、教育効果等を考慮し、成績評価をP(Pass、合格)、N(Non-pass、不合格)で表示することができるものとする。
- 3 前2項の成績評価による学業結果のうち、卒業に必要な単位として算入することのできる授業科目(T、P及びNの成績評価を受けた授業科目を除く。以下この条において同じ。)の学業成績を総合的に判断する指標として、評定平均値(Grade Point Average。以下「GPA」という。)を用いる。
- 4 GPAは、卒業に必要な単位として算入することのできる授業科目の成績評価のうち、Sに4.0、Aに3.0、Bに2.0、Cに1.0、Fに0をそれぞれ評価点として与え、各授業科目の評価点にその単位数を乗じて得た積の合計を、卒業に必要な単位として算入することのできる授業科目の総履修登録単位数で除して算出する。
- 5 各学部は、第1項及び第2項に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(成績不振学生)

第39条の2 各学部において定める成績等の基準を充足しない学生(以下「成績不振学生」という。)は、履修等に関する指導を受けなければならない。

- 2 成績不振学生に対する履修等に関する指導の方法は、各学部において定める。

第7章 卒業及び学位の授与

(卒業の認定)

第40条 第14条に規定する修業年限を満たし、かつ、第35条の2に定める卒業に必要な単位を修得した者については、成蹊大学学位規則の定めるところにより、当該学部教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 各学部の定めるところにより、当該学部の学生として3年以上在学したもの（これに準ずるものとして文部科学大臣の定める者を含む。）が、第35条の2に定める卒業に必要な単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、前項の規定にかかわらず、成蹊大学学位規則の定めるところにより、当該学部教授会の議を経て、学長が卒業を認定することができる。

3 第1項の規定による卒業に必要な修得すべき所定の単位のうち、第36条の2第2項の授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。

(卒業の時期)

第40条の2 卒業の時期は、学年の終了日とする。ただし、前期の終了日までに前条に規定する卒業の要件を満たした場合は、これを前期の終了日とすることができる。

(学位の授与)

第41条 第40条第1項及び第2項の規定により卒業を認定した者には、学長は、学士の学位を授与する。

2 学位及び学位の授与に関し必要な事項は、成蹊大学学位規則の定めるところによる。

第8章 入学検定料、入学金及び授業料等の納付金

(納付金)

第42条 入学検定料、入学金及び授業料等の納付金の額は、別表第3に定めるとおりとする。

2 前項に掲げるもののほか、教職課程その他の特定の科目を履修する者は、別に定める履修費等を納入しなければならない。

3 休学中は、授業料等の納付金を納入しなければならない。ただし、休学期間が学期の全期間にわたる場合には、その学期について納入すべき授業料等の納付金の納入を要せず、別表第4に定める在籍料を納入するものとする。

4 留学中は、留学期間が学期の全期間にわたる場合には、その学期について納入すべき授業料等の納付金を減額する。

5 退学する場合は、退学の日の属する学期について納入すべき授業料等の納付金又は在籍料を納入しなければならない。

6 納入した授業料等の納付金及び在籍料は、原則として返還しない。

7 授業料等の納付金及び在籍料の納入に関して必要な事項は、別に定める規則による。

8 在学中に納入すべき授業料等の納付金その他の納付金が改定された場合は、改定後の額を納入しなければならない。

第9章 研究生、聴講生、委託生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生

(研究生)

第43条 この大学において、特定の事項について研究しようとする者があるときは、当該学部において適当と認め、かつ支障のない場合に限り、選考の上研究生として入学を許可することがある。

(聴講生)

第44条 この大学において、1科目または数科目を聴講しようとする者があるときは、当該学部の教育および研究に妨げのない限り、選考の上聴講生として聴講を許可することがある。

(委託生)

第45条 特定の機関または団体等から研修事項もしくは研修科目を定めて、その所属職員をこの大学に委託する願い出があった場合は、当該学部の教育および研究に妨げのない限り、選考の上委託生として入学を許可することがある。

(科目等履修生)

第45条の2 この大学において、一又は複数の授業科目を履修し、単位を修得しようとする者があるときは、当該学部の教育及び研究に妨げのない限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

(特別聴講学生)

第45条の3 この大学は、他の大学又は短期大学との協定に基づき、当該他大学等の学生がこの大学において特定の授業科目を履修し、単位を修得しようとするときは、各学部において、特別聴講学生として履修を許可することができる。

(外国人留学生等)

第46条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、この大学に入学（研究生、委託生及び科目等履修生として入学する場合を除く。）を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 前項の規定にかかわらず、この大学と外国の大学との協定に基づきこの大学に入学を志願する者があるときは、当該協定に基づき、外国人協定留学生として入学を許可するものとする。

3 外国人留学生については、第34条に掲げるもののほか、日本語科目及び日本事情に関する科目を設けることができる。

(研修料等の納付金)

第47条 研究生、聴講生、委託生及び科目等履修生の研修料等の納付金の額は、別表第5に定めるとおりとする。

2 前項に規定する納付金及び外国人留学生の納付金の授業料等の納付金の納入に関し必要な事項は、別に定める規則による。

3 特別聴講学生の聴講料は、第45条の3に規定する協定による。

4 納入した第1項及び第2項に規定する納付金は、原則として返還しない。

(研究生等の規則)

第48条 研究生、聴講生、委託生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人協定留学生には、第14条、第17条、第20条、第35条の2及び第40条から第41条までを除き、この学則の規定を準用する。

2 研究生、聴講生、委託生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生の取扱いに関する規則は別に定める。

第10章 育英学生

(育英学生)

第49条 この大学に成蹊大学育英学生の制度を置く。

2 成蹊大学育英学生についての規則は別にこれを定める。

第11章 公開講座

(公開講座)

第50条 この大学は、社会人の教養と文化の向上に資するため、公開講座を開催することができる。

第12章 厚生・補導

(厚生補導)

第51条 学生の厚生・補導を行なうため、この大学に学生部を置く。

2 学生部に関する規則は別にこれを定める。

(厚生施設)

第52条 この大学の学生は、次の成蹊学園厚生施設を所定の手続を経て利用することができる。

(1) 大学保健室

(2) 箱根寮（神奈川県足柄下郡箱根町芦ノ湖畔）

(3) 虹芝寮（群馬県利根郡水上町芝倉沢）

第13章 賞罰

(表彰)

第53条 人物、学業が優秀な者、または学生の模範となる行為をした者は、これを表彰する。

(懲戒)

第54条 この大学の規則に違反し、又は学生の本分に背く行為のあった者は、当該学部教授会及び大学評議会の議を経て、学長が懲戒を加える。

2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の懲戒のうち、訓告及び学期末試験における不正行為による停学については、第1項の規定にかかわらず、当該学部教授会の議を経て、学長が懲戒を加える。

4 停学の期間は、第40条第1項及び第2項に規定する卒業の要件としての在学期間に算入しない。

5 懲戒の手續その他必要な事項は、別に定める。

(懲戒による退学)

第55条 前条の退学は、次の各号のいずれかに当たる者について行なう。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて、出席常でない者
- (4) この大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

附 則 (昭和36年9月26日一部改正、昭和37年1月20日文部大臣認可)

- 1 この学則は、昭和37年4月1日から実施する。
- 2 昭和36年度以前の入学者については、改正前の学則の定めるところによる。

附 則 (昭和39年3月24日一部改正)

- 1 この学則は、昭和39年4月1日から実施する。
- 2 昭和38年度以前の入学者については、改正前の学則の定めるところによる。

附 則 (昭和39年9月24日一部改正、昭和40年1月25日文部大臣認可)

- 1 この学則は、昭和40年4月1日から実施する。
- 2 昭和39年度以前の入学者については、改正前の学則の定めるところによる。

附 則 (昭和40年11月24日一部改正)

この学則は、昭和41年4月1日から実施する。

附 則 (昭和41年3月18日一部改正)

この学則は、昭和41年4月1日から実施する。

附 則 (昭和41年9月26日一部改正)

この学則は、昭和42年4月1日から実施する。

附 則 (昭和42年3月22日一部改正)

この学則は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則 (昭和42年9月22日一部改正、昭和43年2月3日文部大臣認可)

- 1 第2条の規定にかかわらず、昭和40年度以前に政治経済学部に入学者については改正前の学則により取扱う。
- 2 この学則は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則 (昭和44年3月25日一部改正)

- 1 この学則は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則 (昭和45年3月24日一部改正)

- 1 この学則は、昭和45年4月1日から施行する。

- 2 昭和44年度以前の入学者については、改正前の学則の定めるところによる。

附 則 (昭和47年11月22日一部改正)

- 1 この学則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則 (昭和49年3月26日一部改正)

- 1 この学則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則 (昭和49年9月26日一部改正、昭和49年12月25日文部大臣認可)

- 1 この学則は、昭和50年4月1日から施行する。
- 2 昭和49年度以前の入学者については、改正前の学則の定めるところによる。

附 則 (昭和51年3月26日一部改正)

- 1 この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

- 2 昭和50年度以前の入学者については、改正前の学則の定めるところによる。

附 則 (昭和52年3月28日一部改正)

- 1 この学則は、昭和52年4月1日から施行する。

- 2 昭和51年度以前の入学者に適用される校納金の額は、改正前の学則の定めるところによる。ただし、昭和49年度以前の工学部入学者に適用される校納金の額は「金 300,000円」とする。

附 則 (昭和53年3月28日一部改正)

- 1 この学則は、昭和53年4月1日から施行する。

- 2 昭和52年度以前の入学者に適用される校納金の額は、改正前の学則の定めるところによる。ただし、昭和51年度以前の工学部入学者に適用される校納金の額は、次のとおりとする。

昭和51年度 「金 530,000円」

昭和50年度 「金 430,000円」

昭和49年度以前 「金 310,000円」

附 則 (昭和54年3月27日一部改正)

- 1 この学則は、昭和54年4月1日から施行する。
2 昭和53年度以前の入学者に適用される校納金の額は、改正前の学則の定めるところによる。ただし、昭和53年度以前の工学部入学者に適用される校納金の額は、次のとおりとする。

昭和53年度 「金 550,000円」

昭和52年度 「金 550,000円」

昭和51年度 「金 550,000円」

昭和50年度 「金 430,000円」

昭和49年度以前 「金 310,000円」

附 則 (昭和55年3月27日一部改正)

- 1 この学則は、昭和55年4月1日から施行する。ただし、入学検査料については、昭和55年度入学志願者から適用する。
2 昭和54年度以前の入学者に適用される校納金の額は、改正前の学則の定めるところによる。ただし、昭和54年度以前の工学部入学者に適用される校納金の額は、次のとおりとする。

昭和54年度 「金 580,000円」

昭和53年度 「金 560,000円」

昭和52年度 「金 560,000円」

昭和51年度 「金 550,000円」

昭和50年度 「金 430,000円」

昭和49年度以前 「金 310,000円」

附 則 (昭和56年3月27日一部改正)

- 1 この学則は、昭和56年4月1日から施行する。
2 昭和55年度以前の入学者に適用される校納金の額は、改正前の学則の定めるところによる。ただし、昭和55年度以前の工学部入学者に適用される校納金の額は、次のとおりとする。

昭和55年度 「金 610,000円」

昭和54年度 「金 590,000円」

昭和53年度 「金 570,000円」

昭和52年度 「金 570,000円」

昭和51年度 「金 550,000円」

昭和50年度 「金 430,000円」

昭和49年度 「金 310,000円」

附 則 (昭和57年3月26日一部改正)

- 1 この学則は、昭和57年4月1日から施行する。
2 昭和56年度以前の入学者に適用される校納金の額は、改正前の学則の定めるところによる。ただし、昭和56年度以前の工学部入学者に適用される校納金の額は、次のとおりとする。

入学年度 金額

昭和56年度 金 680,000円

昭和55年度 金 640,000円

昭和54年度 金 620,000円

昭和53年度 金 570,000円

昭和52年度 金 570,000円

昭和51年度 金 550,000円

昭和50年度 金 430,000円

附 則 (昭和57年5月28日一部改正、昭和58年1月17日文部大臣認可)

- 1 この学則は、昭和58年4月1日から施行する。
- 2 第2条に定める学生定員のうち、昭和58年度から昭和60年度までの各年度における経済学部（経済学科・経営学科）及び文学部（英米文学科・文化学科）の総定員は、次のとおりとする。

学部・学科		年 度		
		昭和58年度	昭和59年度	昭和60年度
経済学部	経済学科	780名	840名	900名
	経営学科	520名	560名	600名
文学部	英米文学科	520名	560名	600名
	文化学科	460名	520名	580名

附 則（昭和58年3月25日一部改正）

- 1 この学則は、昭和58年4月1日から施行する。
- 2 昭和57年度以前の入学者に適用される授業料・施設設備費および実験実習費又は校納金の額は、改正前の学則の定めるところによる。ただし、昭和56年度以前の工学部入学者に適用される校納金の額は、次のとおりとする。

入学年度	金額
昭和56年度	金 710,000円
昭和55年度	金 670,000円
昭和54年度	金 620,000円
昭和53年度	金 570,000円
昭和52年度	金 570,000円
昭和51年度	金 550,000円

附 則（昭和59年3月27日一部改正）

- 1 この学則は、昭和59年4月1日から施行する。ただし、入学考査料については、昭和59年度入学志願者から適用する。
- 2 昭和58年度以前の入学者に適用される授業料・施設設備費および実験実習費又は校納金の額は、改正前の学則の定めるところによる。ただし、昭和56年度の工学部入学者に適用される校納金の額は、「金 740,000円」とする。

附 則（昭和59年5月30日一部改正、昭和59年12月22日文部大臣認可）

- 1 この学則は、昭和60年4月1日から施行する。
- 2 第2条に定める学生定員のうち、昭和60年度から昭和62年度までの各年度における工学部（機械工学科・電気工学科・工業化学科・経営工学科）及び法学部（法律学科）の総定員は、次のとおりとする。

学部・学科		年 度		
		昭和58年度	昭和59年度	昭和60年度
工学部	機械工学科	220名	240名	260名
	電気工学科	220名	240名	260名
	工業化学科	220名	240名	260名
	経営工学科	220名	240名	260名
法学部	法律学科	770名	820名	870名

附 則（昭和60年3月27日一部改正）

- 1 この学則は、昭和60年4月1日から施行する。
- 2 昭和59年度以前の入学者に適用される授業料・施設設備費および実験実習費又は校納金の額は、改正前の学則の定めるところによる。

附 則（昭和61年3月26日一部改正）

- 1 この学則は、昭和61年4月1日から施行する。
- 2 昭和60年度以前の入学者に適用される授業料・施設設備費および実験実習費又は校納金の額は、改正前の学則の定めるところによる。

附 則 (昭和62年3月25日一部改正)

- 1 この学則は、昭和62年4月1日から施行する。
- 2 昭和61年度以前の入学者に適用される授業料・施設設備費および実験実習費又は校納金の額は、改正前の学則の定めるところによる。

附 則 (昭和63年3月25日一部改正)

- 1 この学則は、昭和63年4月1日から施行する。ただし、入学考査料については、昭和63年度入学志願者から適用する。
- 2 昭和62年度以前の入学者に適用される授業料・施設設備費および実験実習費又は校納金の額は、改正前の学則の定めるところによる。

附 則 (昭和63年5月31日一部改正、昭和63年12月22日 文部大臣認可)

- 1 この学則は、昭和64年4月1日から施行する。
- 2 第2条に定める学生定員のうち、昭和64年度から昭和66年度までの各年度における工学部（機械工学科・電気工学科・工業化学科・経営工学科・計測数理工学科）の総定員は、次のとおりとする。

学部・学科		年 度		
		昭和64年度	昭和65年度	昭和66年度
工学部	機 械 工 学 科	270名	260名	250名
	電 気 工 学 科	270名	260名	250名
	工 業 化 学 科	270名	260名	250名
	経 営 工 学 科	270名	260名	250名
	計測数理工学科	40名	80名	120名

附 則 (平成元年3月28日一部改正)

- 1 この学則は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 昭和63年度以前の入学者に適用される授業料および実験実習費の額は、改正前の学則の定めるところによるものとし、施設設備費の額については、次のとおりとする。

学 部		経 済 学 部 ・ 文 学 部 ・ 法 学 部			
		入 学 年 度			
在 学 年 度	入 学 年 度	第 1 年 度	第 2 年 度	第 3 年 度	第 4 年 度 以 降
		昭和63年度	——	金 123,600円	金 123,600円
昭和62年度		金 123,600円			
昭和61年度		金 123,600円			
昭和60年度		金 123,600円			
昭和59年度以前		金 103,000円			
学 部		工 学 部			
		入 学 年 度			
在 学 年 度	入 学 年 度	第 1 年 度	第 2 年 度	第 3 年 度	第 4 年 度 以 降
		昭和63年度	——	金 175,100円	金 175,100円
昭和62年度		金 175,100円			
昭和61年度		金 175,100円			
昭和60年度		金 175,100円			
昭和59年度以前		金 154,500円			

附 則 (平成元年9月22日一部改正、平成2年3月26日 文部大臣認可)

- 1 この学則は、平成2年4月1日から施行する。

2 平成元年度以前の入学者については、改正前の学則の定めるところによる。

附 則 (平成2年3月27日一部改正)

- 1 この学則は、平成2年4月1日から施行する。ただし、入学考査料については、平成2年度入学志願者から適用する。
- 2 平成元年度以前の入学者に適用される授業料および実験実習費の額は、改正前の学則の定めるところによる。

附 則 (平成2年3月27日一部改正、平成2年12月21日 文部大臣認可)

この学則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成2年9月6日一部改正、平成3年2月27日 文部大臣認可)

- 1 この学則は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条第2項の規定は、平成2年度以降の入学者について適用し、平成元年度以前の入学者については、改正前の学則の定めるところによる。

附 則 (平成2年9月6日・平成2年9月26日一部改正、平成2年12月21日 文部大臣認可)

- 1 この学則は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 第2条の規定にかかわらず、平成3年度から平成11年度までの間の入学定員は、次のとおりとする。

学部・学科	入学定員 (名)
経済学部	
経済学科	290
経営学科	200
工学部	
機械工学科	80
電気工学科	80
工業化学科	80
経営工学科	80
計測数理工学科	60
文学部	
英米文学科	166
日本文学科	100
文化学科	180
法学部	
法律学科	280
政治学科	160

附 則 (平成3年3月26日一部改正)

- 1 この学則は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 平成2年度以前の入学者に適用される授業料および実験実習費の額は、改正前の学則の定めるところによる。

附 則 (平成3年7月18日一部改正)

- 1 この学則は、平成3年10月1日から施行する。
- 2 平成2年度以前の入学者に適用される施設設備費(年額)の額は、次のとおりとする。

入学年度	学 部	経済学部・文学部・法学部		工 学 部	
	納付年度	平成3年度	平成4年度以後	平成3年度	平成4年度以後
平成2年度		121,800円	120,000円	172,550円	170,000
平成元年度		121,800円	120,000円	172,550円	170,000
昭和63年度		121,800円	120,000円	172,550円	170,000
昭和62年度		121,800円	120,000円	172,550円	170,000
昭和61年度		121,800円	120,000円	172,550円	170,000

昭和60年度	121,800円	120,000円	172,550円	170,000
昭和59年度	101,500円	————	152,250円	————

附 則 (平成3年12月6日一部改正)

この学則は、平成3年7月1日から施行する。

附 則 (平成4年3月25日一部改正)

- 1 この学則は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 平成3年度以前の入学者に適用される授業料および実験実習費の額は、改正前の学則の定めるところによる。

附 則 (平成5年3月26日一部改正)

- 1 この学則は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 平成4年度以前の入学者に適用される授業料および施設設備費の額は、改正前の学則の定めるところによる。

附 則 (平成5年10月9日一部改正)

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年3月25日一部改正)

- 1 この学則は、平成6年4月1日から施行する。ただし、入学考査料については、平成6年度入学志願者から適用する。
- 2 改正後の第36条第2号の規定は、平成6年度（経済学部にあつては平成7年度）以降の入学者から適用し、平成5年度（経済学部にあつては平成6年度）以前の入学者については、改正前の学則の定めるところによる。
- 3 平成5年度以前の入学者に適用される授業料および施設設備費の額は、改正前の学則の定めるところによる。

附 則 (平成7年3月24日一部改正)

- 1 この学則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第37条の4の規定は、平成7年度入学者から適用する。
- 3 平成6年度以前の入学者に適用される授業料の額は、改正前の学則の定めるところによる。

附 則 (平成8年3月25日一部改正)

- 1 この学則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表(1)中入学考査料の規定は、平成8年度の入学志願者から適用する。
- 3 改正後の別表(1)中授業料の規定は、平成8年度以降の入学者から適用し、平成7年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則 (平成9年3月28日一部改正)

- 1 この学則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表(1)中入学考査料の規定は、平成9年度の入学志願者から適用する。
- 3 改正後の別表(1)中工学部に係る授業料の規定は、平成9年度以降の入学者から適用し、平成8年度以前の入学者については、当該学生が適用を受ける従前の授業料の額から2万円を減じた額とする。

附 則 (平成11年3月26日一部改正)

- 1 この学則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表(1)の規定は、平成11年度以降の入学者から適用し、平成10年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則 (平成12年3月24日一部改正、平成11年7月28日・平成11年10月22日 文部大臣認可)

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 文学部文化学科は、改正後の第2条の規定にかかわらず、平成12年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学なくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 平成12年度から平成15年度までの間の入学定員は、改正後の第2条の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

学 部	学 科	入 学 定 員 (名)			
		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
経済学部	経 済 学 科	282	274	266	258
	経 営 学 科	197	194	191	188
	計	479	468	457	446
工学部	機 械 工 学 科	79	78	77	76
	電 気 電 子 工 学 科	79	78	77	76
	応 用 化 学 科	79	78	77	76
	経 営 ・ 情 報 工 学 科	79	78	77	76
	物 理 情 報 工 学 科	60	60	60	60
	計	376	372	368	364
文学部	英 米 文 学 科	125	124	123	121
	日 本 文 学 科	96	92	89	86
	国 際 文 化 学 科	108	106	104	102
	現 代 社 会 学 科	108	106	104	102
	計	437	428	420	411
法学部	法 律 学 科	274	268	262	256
	政 治 学 科	156	152	148	144
	計	430	420	410	400
合 計		1,722	1,688	1,655	1,621

4 改正後の別表(1)の規定は、平成12年度の入学志願者から適用する。

附 則 (平成12年9月29日一部改正、平成12年8月4日文部省届け出受理)

(施行期日)

1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。

(成蹊大学学則の一部を改正する学則の一部改正)

2 成蹊大学学則の一部を改正する学則(平成12年3月24日一部改正)の一部を次のように改正する。

附則第3項の表工学部の項中「工業化学科」を「応用化学科」に、「経営工学科」を「経営・情報工学科」に、「計測数理工学科」を「物理情報工学科」に改める。

附 則 (平成13年3月23日一部改正)

1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。

2 改正後の第40条第2項の規定は、平成13年度以降の入学者から適用し、平成12年度以前の入学者については、なお従前の例による。

3 改正後の別表(1)の規定は、平成13年度の入学志願者から適用する。

附 則 (2002年3月29日一部改正)

この学則は、2002年4月1日から施行する。

附 則 (2002年9月27日一部改正)

この学則は、2002年10月1日から施行する。

附 則 (2003年3月28日一部改正)

この学則は、2003年4月1日から施行する。

附 則 (2004年3月26日一部改正)

1 この学則は、2004年4月1日から施行する。

2 経済学部経済学科及び同経営学科は、改正後の第2条の規定にかかわらず、2004年3月31日に当該各学科に在学する者が当該各学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

3 改正後の別表(1)の規定は、2004年度の入学志願者から適用する。

附 則 (2005年3月25日一部改正)

1 この学則は、2005年4月1日から施行する。

2 工学部機械工学科、電気電子工学科、応用化学科、経営・情報工学科及び物理情報工学科は、改正後の第2条の規定にかかわらず、2005年3月31日に当該各学科に在学する者が当該各学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

3 改正後の別表(1)及び別表(2)の規定は、2005年度の入学志願者から適用する。

附 則 (2006年3月24日一部改正)

- 1 この学則は、2006年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第21条及び別表(1)の規定は、2006年度の入学志願者から適用する。

附 則 (2006年10月23日一部改正)

この学則は、2007年4月1日から施行する。

附 則 (2007年3月23日一部改正)

- 1 この学則は、2007年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表(1)の規定は、2007年度の入学志願者から適用する。

附 則 (2008年3月28日一部改正)

- 1 この学則は、2008年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表(1)中入学考査料の規定は、2008年度の入学志願者から適用する。
- 3 改正後の別表(1)中授業料及び施設費の規定は、2008年度以降の入学者から適用し、2007年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則 (2009年3月27日一部改正)

この学則は、2009年4月1日から施行する。

附 則 (2010年3月26日一部改正、2009年7月2日文科部科学大臣認可)

- 1 この学則は、2010年4月1日から施行する。
- 2 改正後の成蹊大学学則(第6条及び第54条を除く。)の規定は、2010年度以降の入学者から適用し、2009年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 3 2010年度から2012年度までの間の収容定員は、改正後の第2条の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

学 部	学 科	2010年度	2011年度	2012年度
経済学部	経済経営学科	1,785名	1,830名	1,875名
理工学部	物質生命理工学 科	490名	500名	510名
	情報科学科	490名	500名	510名
	エレクトロメカニクス学科	490名	500名	510名
	計	1,470名	1,500名	1,530名
文学部	英米文学科	490名	500名	510名
	日本文学科	339名	346名	353名
	国際文化学科	410名	420名	430名
	現代社会学科	410名	420名	430名
	計	1,649名	1,686名	1,723名
法学部	法律学科	1,025名	1,050名	1,075名
	政治学科	575名	590名	605名
	計	1,600名	1,640名	1,680名
合 計		6,504名	6,656名	6,808名

附 則 (2011年3月22日一部改正)

- 1 この学則は、2012年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条の規定は、2012年度以降の入学者から適用し、2011年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 3 成蹊大学学則の一部を改正する学則(2010年3月26日一部改正)の附則第3項の表に次の注書を加える。

(注) 2012年度においては、「エレクトロメカニクス学科」とあるのは、「システムデザイン学科」と読み替えるものとする。

附 則 (2013年5月31日一部改正)

- 1 この学則は、2013年5月31日から施行する。
- 2 改正後の別表第3中入学検定料の規定は、2013年度の入学志願者から適用する。

- 3 改正後の別表第3中理工学部の授業料に係る規定は、2012年度以降の入学者から適用し、2011年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則 (2013年10月4日一部改正)

- 1 この学則は、2014年4月1日から施行する。
2 改正後の成蹊大学学則の規定は、2014年度以降の入学者から適用し、2013年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則 (2014年3月28日一部改正)

- 1 この学則は、2014年4月1日から施行する。
2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、2014年度以降の入学者から適用し、2013年度以前の入学者については、なお従前の例による。
3 前項の規定にかかわらず、2010年度から2013年度までの入学者については、改正前の別表第1全学共通科目の表健康・スポーツ科目発展演習の項中

「	スポーツの理論と実際②	身体技法の理論と実際②	」
	スポーツの指導と管理②	健康と身体・運動②	とあるのは

「	スポーツの理論と実際②	身体技法の理論と実際②	」
	スポーツの指導と管理②	健康と身体・運動②	
	健康・スポーツの発展AⅠ②	健康・スポーツの発展AⅡ②	
	健康・スポーツの発展AⅢ②	健康・スポーツの発展AⅣ②	
	健康・スポーツの発展BⅠ②	健康・スポーツの発展BⅡ②	
	健康・スポーツの発展BⅢ②	健康・スポーツの発展BⅣ②	
	健康・スポーツの発展SⅠ②	健康・スポーツの発展SⅡ②	
	健康・スポーツの発展SⅢ②	健康・スポーツの発展SⅣ②	」と読み替えるものとする。

附 則 (2014年7月18日一部改正)

- 1 この学則は、2015年4月1日から施行する。
2 改正後の別表第3中施設費及び設備費に係る規定は、2015年度以降の入学者から適用し、2014年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則 (2015年3月27日一部改正)

- 1 この学則は、2015年4月1日から施行する。
2 改正後の別表第1の規定は、2014年度以降の入学者から適用し、2013年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則 (2015年7月24日一部改正)

この学則は、2015年7月24日から施行する。

附 則 (2016年3月25日一部改正)

- 1 この学則は、2016年4月1日から施行する。
2 改正後の別表第1の規定は、2014年度以降の入学者から適用し、2013年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則 (2017年3月24日一部改正)

- 1 この学則は、2017年4月1日から施行する。
2 改正後の別表第1の規定は、2014年度以降の入学者から適用し、2013年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、2018年4月1日から施行する。
2 2018年度から2020年度までの間の収容定員は、改正後の第2条の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

学 部	学 科	2018年度	2019年度	2020年度
経済学部	経済経営学科	1,940名	1,960名	1,980名
理工学部	物質生命理工 学 科	523名	526名	529名
	情報科学科	524名	528名	532名
	システム デザイン学科	523名	526名	529名
	計	1,570名	1,580名	1,590名
文学部	英米文学科	520名	520名	520名
	日本文学科	360名	360名	360名
	国際文化学科	440名	440名	440名
	現代社会学科	440名	440名	440名
	計	1,760名	1,760名	1,760名
法学部	法律学科	1,105名	1,110名	1,115名
	政治学科	625名	630名	635名
	計	1,730名	1,740名	1,750名
合	計	7,000名	7,040名	7,080名

別表第1 全学共通科目 (第35条関係)

(注) ○印の数字は、当該科目の単位数を表す。

科目区分	授 業 科 目 ・ 単 位 数 ・ 年 次 ・ タ ー ム								
	1年次		2年次		3年次		4年次		
	第1	第2	第3	第4	第5	第6	第7	第8	
桃李成蹊科目									
桃李成蹊科目	コア	フレッシュャーズ・セミナー② フレッシュャーズ講座①							
	発展	A群	【成蹊のアイデンティティを求めて】 成蹊を知る② 成蹊教養セミナー② 成蹊ボランティア②						
		B群	【成蹊と地域の共生をめざして】 武蔵野地域研究② 成蹊環境セミナー② 地域福祉論② 武蔵野市寄附講座② 武蔵野地域連携セミナー②						
		C群	【他人を思いやる豊かな心を育む】 人権とジェンダー② 青年の心と身体② こどもと社会② 老人福祉論② 福祉社会に生きる② 情報保障とボランティア② 成蹊グローバルセミナーA② 成蹊グローバルセミナーB②						
人間形成系統									
英語科目	コア	Freshers' English① College English (Listening & Speaking) I ① College English (Reading & Writing) I ①							
		発展	College English (Listening & Speaking) II ① College English (Reading & Writing) II ①						
			College English (Global Topics) I ① College English (Local Topics) I ①		College English (Global Topics) II ① College English (Local Topics) II ①				
			TOEFL Preparation Intermediate① TOEFL Preparation Advanced① TOEIC Preparation Intermediate① TOEIC Preparation Advanced① IELTS Preparation Intermediate① IELTS Preparation Advanced①		Presentation Skills② Discussion Skills② Writing Skills② 多読で学ぶ英語と文化② 映画で学ぶ英語と文化② ドラマで学ぶ英語と文化② 歌で学ぶ英語と文化②				
	日本語力	コア	日本語表現講義② 実践漢字講座② 実践日本語表現② 実践話し方入門② 文章読解講座②						
		発展	古典日本語A② 古典日本語B② テーマ別日本語表現② 実用文書の作り方・情報の伝え方②						
キャリア教育科目	コア	キャリアプランニング② ビジネストレーニングセミナー②							
	発展	キャリアセミナー② キャリア発展講義② International Internship②				日本企業の現状と展望② インターンシップ準備講座② インターンシップ実習② 理工系インターンシップ実習②			
		情報基礎②							
情報基盤科目	コア	情報基礎②							
	発展	情報活用A② 情報活用B② 情報活用C② 情報活用D② 情報活用E② 情報活用F②							

科目区分		授 業 科 目 ・ 単 位 数 ・ 年 次 ・ タ ー ム							
		1年次		2年次		3年次		4年次	
		第1	第2	第3	第4	第5	第6	第7	第8
健康・スポーツ科目	コア	健康・スポーツの基礎②							
	講義		スポーツと科学② スポーツと身体②	スポーツと文化②	スポーツと社会②	健康と科学②			
	演習		健康・スポーツの発展AⅠ② 健康・スポーツの発展AⅢ② 健康・スポーツの発展BⅠ② 健康・スポーツの発展BⅢ② 健康・スポーツの発展SⅠ② 健康・スポーツの発展SⅢ②	健康・スポーツの発展AⅡ② 健康・スポーツの発展AⅣ② 健康・スポーツの発展BⅡ② 健康・スポーツの発展BⅣ② 健康・スポーツの発展SⅡ② 健康・スポーツの発展SⅣ②					
文化創造系統									
総合文化科目	人間と文化	コア	哲学の基礎② 心理学の基礎②	倫理学の基礎② 自己理解の心理学②	文学への招待②				
	発展		現代社会と哲学② 日本の思想史② 音楽への招待② 多文化主義と文学② 舞台芸術論② 映像と文化②	現代社会と倫理学② 脳科学と心② 美術への招待② サブカルチャーと文学② ことばの科学② 映像と人間②	現代社会と宗教② こころの健康と臨床② 人間と美術② ファッションと文化② 文化人類学の考え方②				
	社会と文化	コア	政治学の基礎② 市民生活と法Ⅰ②	経済学の基礎② 市民生活と法Ⅱ②	社会学と現代②	日本国憲法②			
文化科目	社会と文化	発展	日本の政治② 企業と社会② 社会心理学入門② 生命倫理と法②	現代の国際政治② 現代のマスメディア② 社会と統計②	日本と世界の経済② コミュニケーションと社会② 裁判と社会②				
	科学技術と文化	コア	科学的に考える②	環境と科学②					
	発展		物質の究極像② 身の回りの科学② 環境論②	人間と進化② 科学技術の発展と歴史② 気象と地球環境②	天文学入門②	薬はなぜ効くか② 科学と哲学②			
国際理解科目	初修外国語・異文化理解科目	コア	ドイツ語基礎AⅠ① フランス語基礎AⅠ① スペイン語基礎AⅠ① 中国語基礎AⅠ① 韓国語基礎AⅠ①	ドイツ語基礎BⅠ① フランス語基礎BⅠ① スペイン語基礎BⅠ① 中国語基礎BⅠ① 韓国語基礎BⅠ①					
	コア		ドイツ語基礎AⅡ① フランス語基礎AⅡ① スペイン語基礎AⅡ① 中国語基礎AⅡ① 韓国語基礎AⅡ①	ドイツ語基礎BⅡ① フランス語基礎BⅡ① スペイン語基礎BⅡ① 中国語基礎BⅡ① 韓国語基礎BⅡ①					
	コア		ドイツ語基礎AⅢ① フランス語基礎AⅢ① スペイン語基礎AⅢ① 中国語基礎AⅢ① 韓国語基礎AⅢ①	ドイツ語基礎BⅢ① フランス語基礎BⅢ① スペイン語基礎BⅢ① 中国語基礎BⅢ① 韓国語基礎BⅢ①					

科目 区分	授 業 科 目 ・ 単 位 数 ・ 年 次 ・ タ ー ム							
	1年次		2年次		3年次		4年次	
	第1	第2	第3	第4	第5	第6	第7	第8
発 展 A 群 初 修 外 国 語 ・ 異 文 化 理 解 科 目 					ドイツ語演習言語と文化Ⅰ② ドイツ語演習言語と文化Ⅱ② ドイツ語演習検定対策Ⅰ② ドイツ語演習検定対策Ⅱ② ドイツ語演習プレゼンテーションⅠ② ドイツ語演習プレゼンテーションⅡ② フランス語演習言語と文化Ⅰ② フランス語演習言語と文化Ⅱ② フランス語演習検定対策Ⅰ② フランス語演習検定対策Ⅱ② フランス語演習プレゼンテーションⅠ② フランス語演習プレゼンテーションⅡ② スペイン語演習言語と文化Ⅰ② スペイン語演習言語と文化Ⅱ② スペイン語演習検定対策Ⅰ② スペイン語演習検定対策Ⅱ② スペイン語演習プレゼンテーションⅠ② スペイン語演習プレゼンテーションⅡ② 中国語演習言語と文化Ⅰ② 中国語演習言語と文化Ⅱ② 中国語演習検定対策Ⅰ② 中国語演習検定対策Ⅱ② 中国語演習プレゼンテーションⅠ② 中国語演習プレゼンテーションⅡ② 韓国語演習言語と文化Ⅰ② 韓国語演習言語と文化Ⅱ② 韓国語演習検定対策Ⅰ② 韓国語演習検定対策Ⅱ② 韓国語演習プレゼンテーションⅠ② 韓国語演習プレゼンテーションⅡ②			
			ドイツ語会話Ⅰ① 中国語会話Ⅰ①		フランス語会話Ⅰ① 韓国語会話Ⅰ①		スペイン語会話Ⅰ①	
			ドイツ語会話Ⅱ① 中国語会話Ⅱ①		フランス語会話Ⅱ① 韓国語会話Ⅱ①		スペイン語会話Ⅱ①	
					ドイツ語会話Ⅲ① スペイン語会話Ⅲ① 韓国語会話Ⅲ①		フランス語会話Ⅲ① 中国語会話Ⅲ①	
					ドイツ語会話Ⅳ① スペイン語会話Ⅳ① 韓国語会話Ⅳ①		フランス語会話Ⅳ① 中国語会話Ⅳ①	
	異文化理解A②							
	発展C群		異文化理解B (ドイツ語圏) ② 異文化理解B (スペイン語圏) ② 異文化理解B (韓国語圏) ②		異文化理解B (フランス語圏) ② 異文化理解B (中国語圏) ②			
	発展D群		世界の言語①					

科目区分			授 業 科 目 ・ 単 位 数 ・ 年 次 ・ タ ー ム							
			1年次		2年次		3年次		4年次	
			第1	第2	第3	第4	第5	第6	第7	第8
国 際 理 解 科 目	国 際 教 養 科 目	コ ア 発 展 留 学	近現代日本史A② 現代日本の地理②		近現代日本史B② 現代世界の地理②		戦後の日本と世界②			
			国際教養総合講義②							
				近現代アジア史A② 近現代欧米史B② ヨーロッパ地域理解② イスラーム世界理解②	近現代アジア史B② 歴史トピックス② 北米地域理解② 地域理解トピックス②	近現代欧米史A② アジア地域理解②				
			海外研修A②	海外研修B②						

別表第2 全学共通科目における卒業に必要な修得単位数（第35条の2関係）

区 分			区分別 必要単位数	卒業所要単位数	
				経 済 学 部 文 学 部 法 学 部	理 学 工 部
桃李成蹊 科 目	コア科目（フレッシュャーズ・セミナー）		2		
	発 展 科 目				
人間形成 系 統	英語科目	コ ア 科 目	9	20	21
		発 展 科 目			
	日 本 語 力 科 目				
	キ ャ リ ア 教 育 科 目				
	情 報 基 盤 科 目				
健 康 ・ ス ポ ー ツ 科 目					
文化創造 系 統	総合文化 科 目	人 間 と 文 化		14	10
		社 会 と 文 化			
		科 学 技 術 と 文 化			
	国際理解 科 目	初修外国語・異文化理解科目			
国 際 教 養 科 目					
合 計				34	31

別表第3 (第42条関係)

項目		学 部	経済学部・文学部・ 法学部	理 工 学 部
入学検定料	A 方 式		35,000円	35,000円
	C 方 式		15,000円	15,000円
	E 方 式		35,000円	35,000円
	S 方 式		-	15,000円
	P 方 式		25,000円	-
	M 方 式		35,000円 (経済学部のみ)	-
	AOその他の 試 験		35,000円	35,000円
入 学 金			200,000円	200,000円
授 業 料 (年額)			795,000円	1,040,000円
施 設 費 (年額)			180,000円	310,000円
設 備 費 (年額)			60,000円	130,000円

(注1) A方式、C方式、E方式、S方式及びP方式については、入試方式、学部
を問わず同時に出席する場合の入学検定料は、この表の規定にかかわらず、
2つ目の出席から1つの試験につき10,000円を減額する。

別表第4 (第42条関係)

項目		学 部	経済学部・文学部・ 法学部	理 工 学 部
在 籍 料 (年額)			150,000円	150,000円

(注) 休学期間が半年の場合は、半額とする。

別表第5 (第47条関係)

研究生

項目		学 部	経済学部・文学部・ 法学部	理 工 学 部
入 学 検 定 料			35,000円	35,000円
登 録 料			50,000円	50,000円
研 修 料 (年額)			400,000円	600,000円

(注) 研修料は、研修期間が半年の場合は半額とする。

聴講生

項目	学部	経済学部・文学部・ 法学部	理工学部
	聴講料 (1科目年額)		40,000円

(注) 1科目とは週2時間通年の講義をいう。週2時間半年の講義の場合は、半額とする。

委託生

項目	学部	経済学部・文学部・ 法学部	理工学部
	登録料		50,000円
研修料 (年額)		400,000円	600,000円

(注) 研修料は、研修期間が半年の場合は半額とする。

科目等履修生

項目	学部	経済学部・文学部・ 法学部	理工学部
	入学検定料		10,000円
登録料		30,000円	30,000円
履修料 (1単位につき)	講義・演習・実技科目	15,000円	15,000円
	実験・実習科目	20,000円	20,000円

